三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十六条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四～七　（略）

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四～七　（略）

附　則

この告示は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から適用する。

○農林水産省告示第千百七十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法　人	貸付けの日の属する期間	利　率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分一厘二毛
	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで	年一分五厘五毛
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘九毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分三毛
	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで	年一分一厘七毛
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘一毛

改　正　前

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法　人	貸付けの日の属する期間	利　率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分一厘二毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分三毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）